様式第6号(第6条関係)

身体障害者更生援護施設費用徴収額減額(免除)不承認通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

国頭村長

年　　月　　日付けで申請のあった身体障害者更生援護施設費用徴収額の　　　については、下記のとおり不承認としましたので通知します。

減額

免除

記

|  |
| --- |
|  |

この決定に不服があるときは、行政不服審査法第14条第1項の規定により、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に村長に対し異議申立てすることができます。